



熊本県公報

第11968号

平成22年12月14日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (") 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 障害者自立支援法第54条第2項に定める指定自立支援医療機関の指定…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 4

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 熊本港コンテナターミナルの指定管理者の募集…………… (港湾課) 4
- 八代港コンテナターミナルの指定管理者の募集…………… (") 6
- 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障害者支援総室) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 15
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (") 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (") 16
- 土地改良事業施行の同意…………… (農村計画・技術管理課) 16
- 県有財産の売却…………… (管財課) 17
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 18
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 18
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 18
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 18
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 19
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (") 19

登 載 依 頼

- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集…………… (体育保健課) 20
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集…………… (") 21
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集…………… (") 23
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集…………… (") 25
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集…………… (") 26
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集…………… (") 28
- 平成22年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催…………… (熊本県社会福祉審議会) 30
- 熊本県景観・屋外広告物審議会の開催…………… (熊本県景観・屋外広告物審議会) 30
- 平成22年8月20日熊本県告示第821号(道路の区域変更)中…………… (道路保全課) 31

告 示

熊本県告示第1124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスかがやき 上益城郡御船町辺田見652番地 2	株式会社サンライフ	平成22年12月2日

熊本県告示第1125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスかがやき 上益城郡御船町辺田見652番地 2	株式会社サンライフ	平成22年12月2日

熊本県告示第1126号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字小野6371番2・字椎葉6378番1・6378番10から6378番12まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1127号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 落石の危険の防止
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1128号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	藤村 美憲	平成22年11月29日	球磨郡公立多良木病院 球磨郡多良木町大字多良木4210
形成外科	吉川 厚重	平成22年11月29日	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760
耳鼻咽喉科	平木 信明	平成22年11月29日	熊本労災病院 八代市竹原町1670番地
眼科	鳥飼 慶	平成22年11月29日	芦北とりかい眼科 芦北郡芦北町芦北2413-1
整形外科	荻野 美佐	平成22年11月29日	後藤整形外科医院 菊池市隈府字藪ノ内923
眼科	岩上 英一	平成20年7月1日	岩上眼科 菊池郡大津町大津1212-29

熊本県告示第1129号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
ポピー薬局	水俣市浜町1-2-30	調剤	平成22年12月1日
サカモト薬局	下益城郡美里町中小路704-5	調剤	平成22年12月1日
ライフケア訪問看護ステーション	玉名市滑石2305番地1	訪問看護	平成22年12月1日

熊本県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年12月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市倉岳町棚底字柴車 339番1地先から 同市倉岳町棚底字南平 295番7地先まで	前	9.9 ～ 35.1	169.9	やさ道 臨交金 (歩道 整備)
			後	14.1 ～ 36.0	169.9	

2 区域を変更する期日 平成22年12月14日

熊本県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年12月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	442号	阿蘇郡南小国町大字満願寺字西黒川 6443番地先から 同所 6440番1地先まで	前	7.5	154.3	廃道
				9.2		
			後	7.6	221.9	
				44.6		
7.6	221.9					
44.6						

2 区域を変更する期日 平成22年12月14日

熊本県告示第1132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年12月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川字越路 1523番6地先から 同町坂瀬川字下貝ノ口 1603番3地先まで	前	4.3	386.4	地基創 改（改築に伴う 拡幅）
				12.6		
			後	9.5	386.4	
				25.4		

2 区域を変更する期日 平成22年12月14日

公 告

熊本県公告第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字井寺字小迫原685番9
382.67平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字井寺685番地7
本田 富子
本田 浩二

熊本県公告第679号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本港コンテナターミナル（以下「コンテナターミナル」という。）
- (2) 場所
熊本市新港二丁目2番
- (3) 施設の規模等

- ア コンテナヤード面積 19,500平方メートル
- イ 上屋延床面積 5,300平方メートル(鉄筋コンクリート平屋)
- (4) 施設の概要
 - ジブクレーン1基、ストラドルキャリア1台、くん蒸上屋1棟、貨物上屋1棟、管理棟1棟、コンテナヤード、冷凍電源8口、電源設備1式、浄化槽1槽、消防設備1式
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) コンテナターミナル(コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域)にある港湾施設の使用の許可に関する業務
 - (2) 同港湾施設の維持管理に関する業務
 - (3) 同港湾施設の利用調整に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がコンテナターミナルの管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (7) ま、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 熊本港コンテナターミナル指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法定期にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
 - ケ 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
 - サ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書の提出先

熊本県土木部港湾課(県庁行政棟本館12階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2515(内線6154)
 - (3) 提出期間

平成22年12月21日(火)から平成23年1月12日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により平成23年1月12日(水)の午後5時までに必着すること。

電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
 - (4) 提出部数

正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定

平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定に関する意見とし、最終的に県において選定する。

- 7 募集要項の交付
 - 5の(2)に掲げる場所で、平成22年12月14日(火)から平成23年1月12日(水)までの間に、交付する。
- 8 説明会
 - (1) 日時
平成22年12月20日(月)午前10時
 - (2) 場所
コンテナターミナル管理棟内
 - (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第680号

県が設置する公の施設の指定管理者について、次のとおり募集する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
八代港コンテナターミナル(以下「コンテナターミナル」という。)
 - (2) 場所
八代市新港町三丁目12番
 - (3) 施設の規模等
コンテナヤード面積 21,450平方メートル
 - (4) 施設の概要
ガントリクレーン1基、ストラドルキャリア1台、管理棟1棟、コンテナヤード、冷凍電源8口、電源設備1式、浄化槽1槽
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) コンテナターミナル(コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域)にある港湾施設の使用の許可に関する業務
 - (2) 同港湾施設の維持管理に関する業務
 - (3) 同港湾施設の利用調整に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がコンテナターミナルの管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
 - 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 八代港コンテナターミナル指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者については、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - サ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書の提出先
 - 熊本県土木部港湾課（県庁行政棟本館12階）
 - 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-333-2515（内線6154）
 - (3) 提出期間
 - 平成22年12月21日（火）から平成23年1月12日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - 郵送の場合は、書留郵便により平成23年1月12日（水）の午後5時までに必着すること。
 - 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
 - (4) 提出部数
 - 正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
 - 平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者選定委員会の指定管理候補者の選定に関する意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 - 5の(2)に掲げる場所で、平成22年12月14日（火）から平成23年1月12日（水）までの間に、交付する。
- 8 説明会
 - (1) 日時
 - 平成22年12月20日（月）午後3時
 - (2) 場所
 - コンテナターミナル管理棟内
 - (3) その他
 - 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。

(4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第681号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成22年度上期分の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成22年度 上期

熊本県病院事業
業務状況説明書

熊本県病院局

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成22年度上期（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

常勤医師の不足のため、新規外来患者の受診を一部抑制するとともに、200床中50床を休止している。

このような状況の中、今期の外来患者は、延人数14,165人、1日平均94.4人で、前年度同期と比較すると、延人数では818人、1日平均では4.8人の増となっている。

また、入院患者は、延人数21,339人、1日平均116.6人、病床利用率*177.7%で、前年度同期と比較すると、延人数では724人、1日平均では4.0人、病床利用率では2.7ポイントの減となっている。

なお、平成21年10月以降、新規外来患者の受診抑制を一部解除しており、今期の新規外来患者数は前年同期の56人から152人に増加し、新規入院患者数も増加しているが、転退院する患者も増加したことから、病床利用率は低下している。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延人数	2,464	2,176	2,394	2,408	2,352	2,371	14,165
1日平均	98.6	94.6	92.1	92.6	90.5	98.8	94.4

② 入院患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	3,236	3,392	3,529	3,759	3,799	3,624	21,339
1日平均	107.9	109.4	117.6	121.3	122.5	120.8	116.6
利用率	71.9%	72.9%	78.4%	80.8%	81.7%	80.5%	77.7%

③ 入退院調

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入院者数	29	27	27	26	25	17	151
退院者数	31	19	23	23	23	23	142
月末患者数	106	114	118	121	123	117	

*1 病床利用率の算定にあたっては、平成20年4月以降、稼働病床150床を基礎としている。

④ 外来患者病名別調（延人数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
統合失調症		1,286	1,136	1,283	1,272	1,244	1,226	7,447	
そううつ病		578	519	564	589	570	591	3,411	
脳器質性	認知症	アルツ型	17	18	15	12	11	16	89
		脳血管性	1	1	1	7	4	5	19
		その他	4	4	3	3	4	3	21
	その他	32	24	18	14	7	12	107	
依存症	アルコール	59	46	53	39	53	51	301	
	覚醒剤	4	2	2	1	1	1	11	
	その他	23	24	43	31	31	35	187	
その他の精神病		152	135	142	139	148	135	851	
精神遅滞		7	5	8	8	6	8	42	
人格障害		6	4	7	2	5	6	30	
神経症		230	194	197	222	208	214	1,265	
てんかん		20	13	19	24	22	23	121	
その他		44	50	38	43	38	45	258	
その他（家族相談、健康診断）		1	1	1	2			5	
合計		2,464	2,176	2,394	2,408	2,352	2,371	14,165	

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調（延人数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
統合失調症		2,231	2,281	2,189	2,388	2,529	2,562	14,180	
そううつ病		416	486	589	593	535	361	2,980	
脳器質性	認知症	アルツ型	30	23	30	14			97
		脳血管性							
		その他							
	その他	30	31	46	101	124	95	427	
依存症	アルコール	181	207	280	310	246	210	1,434	
	覚醒剤	90	88	57	31	31	30	327	
	その他	30	30	30	31	36	30	187	
その他の精神病		101	128	175	156	134	122	816	
精神遅滞		30	31	30	31	8		130	
人格障害				6				6	
神経症		37	56	89	98	96	133	509	
てんかん									
結核		60	31	8	6	60	81	246	
合計		3,236	3,392	3,529	3,759	3,799	3,624	21,339	

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H21.4.1 現在*1	H22.4.1 現在*1
医 師	5	5
医 療 技 術 職 員	10	9
看 護 師	56	56
准 看 護 師	1	1
事 務 職 員	16	14
技 能 労 務 職 員	2	2
計	90	87

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）

(単位：円)

医業収益	393,249,768	
医業費用	633,224,504	
当期営業損失		239,974,736
医業外収益	381,471,721	
医業外費用	54,290,496	
当期経常利益		87,206,489

*1 特別職である事業管理者1名を除く。

(2) 平成21年度決算の状況

① 損益計算書

(単位：円)

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

1	医業収益			
(1)	入院収益	602,460,345		
(2)	外来収益	144,549,139		
(3)	その他医業収益	<u>4,162,380</u>	751,171,864	
2	医業費用			
(1)	給与費	890,105,361		
(2)	材料費	87,569,003		
(3)	経費	232,091,541		
(4)	減価償却費	143,188,951		
(5)	資産減耗費	640,453		
(6)	研究研修費	<u>4,246,364</u>	<u>1,357,841,673</u>	
	営業損失			606,669,809
3	医業外収益			
(1)	受取利息	9,670,188		
(2)	一般会計負担金	742,466,000		
(3)	その他医業外収益	<u>5,082,480</u>	757,218,668	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	112,297,132		
(2)	雑損失	<u>0</u>	<u>112,297,132</u>	<u>644,921,536</u>
	経常利益			38,251,727
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>511,212</u>	511,212	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>316,850</u>	<u>316,850</u>	<u>194,362</u>
	当年度純利益			38,446,089
	前年度繰越欠損金			<u>905,204,781</u>
	当年度未処理欠損金			<u>866,758,692</u>

② 貸借対照表

(単位：円)

(平成22年3月31日)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		283,278,583	
ロ	建物	4,925,524,747		
	減価償却累計額	<u>1,457,472,469</u>	3,468,052,278	
ハ	構築物	522,230,400		
	減価償却累計額	<u>289,851,523</u>	232,378,877	
ニ	器械備品	394,413,875		
	減価償却累計額	<u>303,735,993</u>	90,677,882	
ホ	車輛	18,043,050		
	減価償却累計額	<u>15,071,942</u>	2,971,108	
ヘ	建設仮勘定		<u>0</u>	
	有形固定資産合計			4,077,358,728
(2)	無形固定資産			
イ	電話加入権		<u>240,832</u>	
	無形固定資産合計			<u>240,832</u>
	固定資産合計			4,077,599,560

2	流動資産			
(1)	現金預金	1,890,772,568		
(2)	未収金	126,624,569		
(3)	貯蔵品	2,452,000		
(4)	その他流動資産	<u>0</u>		
	流動資産合計			<u>2,019,849,137</u>
	資産合計			<u>6,097,448,697</u>
		負 債 の 部		
3	固定負債			
(1)	退職給与引当金	176,659,793		
(2)	修繕引当金	<u>69,864,126</u>		
	固定負債合計			246,523,919
4	流動負債			
(1)	未払金	41,972,040		
(2)	預り金	5,450,352		
(3)	その他流動負債	<u>0</u>		
	流動負債合計			<u>47,422,392</u>
	負債合計			<u>293,946,311</u>
		資 本 の 部		
5	資本金			
(1)	自己資本金	2,089,986,924		
(2)	借入資本金			
イ	企業債	<u>3,703,116,016</u>		
	借入資本金合計		<u>3,703,116,016</u>	
	資本金合計			5,793,102,940
6	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	受贈財産評価額	155,049,830		
ロ	補助金	384,417,000		
ハ	その他資本剰余金	<u>165,672,000</u>		
	資本剰余金合計		705,138,830	
(2)	利益剰余金			
イ	減債積立金	172,019,308		
ロ	当年度未処理欠損金	<u>866,758,692</u>		
	利益剰余金合計		<u>△ 694,739,384</u>	
	剰余金合計			<u>10,399,446</u>
	資本合計			<u>5,803,502,386</u>
	負債資本合計			<u>6,097,448,697</u>

③ 剰余金計算書

(単位:円)

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減債積立金

1	前年度末残高	172,019,308	
2	前年度繰入額	0	
3	当年度処分額	<u>0</u>	
4	当年度末残高		172,019,308

II 利益積立金

1	前年度末残高	0	
2	前年度繰入額	0	
3	当年度処分額	<u>0</u>	
4	当年度末残高		0
	積立金合計		<u>172,019,308</u>

Ⅲ 欠損金		
1 前年度未処理欠損金		905,204,781
2 前年度欠損金処理額		
(1) 利益積立金繰入額	0	
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3) 資本剰余金繰入額	0	0
繰越欠損金年度末残高		905,204,781
3 当年度純利益		38,446,089
当年度未処理欠損金		866,758,692

資 本 剰 余 金 の 部

Ⅰ 受贈財産評価額		
1 前年度末残高	155,049,830	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		155,049,830
Ⅱ 補助金		
1 前年度末残高	384,417,000	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		384,417,000
Ⅲ その他資本剰余金		
1 前年度末残高	165,042,000	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	630,000	
4 当年度処分額	0	
5 当年度末残高		165,672,000
翌年度繰越資本剰余金		705,138,830

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書		(単位:円)
1 当年度未処理欠損金		866,758,692
2 欠損金処理額		
(1) 利益積立金繰入額	0	
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3) 資本剰余金繰入額	0	0
3 翌年度繰越欠損金		866,758,692

3 平成22年度の経営方針

県立病院としての使命及び役割を果たしながら、医業費用の削減に取り組むとともに、医業収益の確保のために、病床利用率の向上等を目指し、全員参加の経営により、安定的な経営基盤を持つ病院作りに努める。

また、限られた人材で医療の質を確保し向上させていくため、職員のスキルアップとチーム医療を徹底するとともに、医療の安全管理に努めながら、患者様との相互協力による質の高い医療を実現する。

4 平成22年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床		
入院患者	48,545人	(1日平均	133人)
外来患者	32,230人	(1日平均	110人)

注)平成20年4月1日から200床中50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,605,502	医業収益	846,422
		医業外収益	759,080
病院事業費用	1,594,436	医業費用	1,486,968
		医業外費用	107,418
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	39,553	一般会計負担金	39,553
資本的支出	235,660	建設改良費	62,182
		企業債償還金	173,478

熊本県公告第682号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成22年7月9日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ熊本インター店
熊本市御領六丁目288番1ほか

- 2 熊本市の意見の概要
- (1) 届出書13ページの駐輪場の計画における駐車場附置義務条例の有無については「有」で、条例名は「熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例」とすべきである。
- なお、当該店舗所在地については、条例による指定区域には該当しない。
- (2) 熊本市全域が景観法に基づく景観計画区域になっており、届出地は、調和のとれた美しい沿道景観の形成を推進する特定施設届出地区にもなっているもので、届出書28ページの街並みづくりへの配慮等1-(1)表中、該当の有無は「有」で、「熊本市景観計画区域内」、「特定施設届出地区内」の追記が必要となる。
- (3) 店舗後の交通安全と交通の円滑化を図るため、搬出入車両専用出入口前付近、市道御領町長嶺町第5号線との三差路における里道拡幅に伴う道路標示等について、安全対策が必要となる。
- また、土木総務課との協議及び道路法第95条の2の規定に基づく公安委員会との調整に係る資料として交通安全対策図面の作成が必要である。
- (4) 出入口No.2について、幅の基準である6メートルを超えているので、幅8メートルが必要な理由を示し、図面等資料の提出を望む。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本市商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成22年12月14日から平成23年1月14日まで

熊本県公告第683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成22年6月30日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンコー東町店
熊本市東町二丁目1番15号
- 2 熊本市の意見の概要
敷地境界の予測1地点で規制基準を超える騒音レベルが予測されているが、騒音規制法第5条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第43条による規制基準の遵守義務規定があり、同基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれた場合、改善勧告・命令の対象となる。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成22年12月14日から平成23年1月14日まで

熊本県公告第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成22年6月30日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本山ショッピングプラザ
熊本市本山町字原萩143-1
- 2 熊本市の意見の概要
敷地境界の予測4地点で規制基準を超える騒音レベルが予測されているが、騒音規制法第5条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第43条による規制基準の遵守義務規定があり、同基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれた場合、改善勧告・命令の対象となる。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成22年12月14日から平成23年1月14日まで

熊本県公告第685号

平成22年8月9日付けで熊本市長幸山政史から協議のあった南田尻地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年12月6日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。

平成22年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第686号

県有財産を次のとおり売却する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

物件名：松橋職員住宅
所在地：宇城市松橋町松橋字築切1566番1
土地地目宅地
地積 1,156.68㎡(公簿)
1,150.86㎡(実測)

建 物

松橋住宅
構造：コンクリートブロック造陸屋根2階建
床面積：1階 88.76㎡ 2階 88.76㎡
建築年月日：昭和44年12月17日
松橋住宅物置
構造：コンクリートブロック造スレート葺平屋建
床面積：14.89㎡
建築年月日：昭和44年12月17日
松橋第二住宅
構造：コンクリートブロック造陸屋根2階建
床面積：1階 133.14㎡ 2階 133.14㎡
建築年月日：昭和45年12月10日
松橋第二住宅物置
構造：コンクリートブロック造スレート葺平屋建
床面積：22.34㎡
建築年月日：昭和45年12月10日

工作物

囲障(鋼製・基礎ブロック造)95m
建築年月日：昭和45年12月10日

最低売却価格15,000,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122

4 入札期日及び場所

平成23年1月24日(月) 午前10時
宇城市松橋町久具400番地1 熊本県宇城地域振興局2階 第1会議室

5 開札期日 入札終了後即時

6 現地建物開放日

平成22年12月22日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで

7 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成23年1月14日(金) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

9 契約締結期限

平成23年2月7日(月) 午後5時

10 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

11 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。

- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を菊池市役所に掲示する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
井上 烈夫
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年10月4日付け農林水産省告示第1709号による。

熊本県公告第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を多良木町役場に掲示する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
黒木 ユリ子、落合 九州男、上米良 憲治、末羽 淳二、黒木 富美子、黒木 富美子、尾方 傳治、永田 ミヨ、永田 庫平、松永 清、松永 清、黒木 洋隆、置カツエ、置 貞就、中村 年若、黒木 十藏、那須 秋光、井上 定見、那須 惣市、黒木 裕、槻木 長良、宮原 フミコ、宮原 袈藏、宮原 貢、宮原 兵三、斉藤 鉄弥、上米良 辰夫、宮原 正、吉川 泰久、東田 稜和、柳瀬 益次、佐波 愛、佐波 龍彦、岩野 秀子、黒木 峯男、長井 五郎、長井 士郎、宮美善右衛門、西沢 忠清、大石 琢磨、中村 運平、長瀬 辰喜
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年10月5日付け農林水産省告示第1740号による。

熊本県公告第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を多良木町役場に掲示する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
落合 九州男、又江原 宗明、黒木 富美子、合志 洋一、又江原 俊之、山下 尚之、又江原 梨佳
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年10月5日付け農林水産省告示第1739号による。

熊本県公告第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南小国町役場に掲示する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
石橋 照美、橋本 剛太郎、鎗水 一好、佐藤 塞馬、北里 方四郎、佐藤 武夫、佐藤 計早義、日野 元也、河津 勤、村上 圓藏、渡邊 一郎、三苦 浩二、河村 利八、佐藤 鶴松、河津 勇喜、村上 兼吉、梅木 春夫、石松 喜一郎、河津 友一、河津 猪熊、河津 徳雄、河津 徳雄、鞭馬 昇、鞭馬 昇、河津 嘉久馬、下城 シ

ゲ子、下城 直幸、北里 伴次、河津 敦子、河津 龍介、加藤 兵助、佐藤 弦三、日隈 恵美子、中島 孝夫、河津 洋太郎、松崎 昭夫、西川 すみ子、室原 一太、吉田 信子、小田原 初喜、小田原 初喜

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年10月5日付け農林水産省告示第1741号による。

熊本県公告第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水上村役場に掲示する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

鳥井 幹子、中原 忠篤、赤星 重継、上田 ひろみ、榎木 勝市、力田 義次、恒松 フヂヨ、松本 昭人、大村 君夫、大山 文生、森崎 次春、白川 清春、椎葉 生、松エ子、澁谷 金在、上米 良シヅモ、城戸 司郎、藏座 巖、鳥井 隆、磯崎 康生、松下 すみ、合志 洋一、合志 咸一、中原 正敏、松下 恵美子、宗村 恵子、原子、田 正史、山田 邦雄、中村 富人、奥村 弘、森川 一芳、古賀 善教、椎葉 康子、中原 信昭、中原 朋、堤 継子、中原 信昭、米 良 哲、合志 明倫、合志 洋一、中原 正敏、東 洋治、中尾 園、那須 康二

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年10月4日付け農林水産省告示第1708号による。

熊本県公告第692号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を八代市役所に掲示する。
平成22年12月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

上田 優次、濱田 直、藤崎 弥、前山 勇三、岩村 哲夫、坂口 勘八、富永 長四郎、宮崎 又次郎、岩藤 レイ子、二俣 重盛、本田 重雄、上田 敏郎、富小田 長山本 末次郎、次崎 勝三郎、上田 泰生、白石 覺、杉本 徳松、中川 光次郎、高藏山 功、松田 健児、石山 哲夫、加來 ミヨ子、吉田 修、萩坂 昭壽、渡邊 信野 テル、上田 純郎、松永 尚敏、井山 文雄、野尻 碧、田仲 徳太郎、屋森 紀美子、石本 絹雄、木村 和代、洲崎 三典、松田 力、加勢 重人、藤本 末喜、上田 サミ、松本 辰雄、柿本 ヤエ子、長谷川 裕史、澤本 征華、松田 澄子、上本 邦子、上本 邦夫、上本 和子、本山 タマノ、吉田 惣七、佐藤 信子、田中 藤岡 清水 スエミ、清水 貞雄、田中 幸平、坂井 彦平、那須 紋平、富岡 豆、富田 吉太、富田 吉太、中島 長平、中嶋 源次郎、岩山 文彦、橋本 彦松、深田 耕作、長谷川 修、那須 宗一、山本 嶺松、那須 虎彦、那須 千代、那須 熊平野 俊雄、椎葉 マツメ、椎葉 善三郎、池田 嘉藏、上田 治太郎、中川 吉松、田上 秋吉、上田 順太郎、中川 久八、中川 孫市、上田 一二三、上田 彦松、森川 忠男、中川 清作、上田 次太郎、上野 久雄、原田 論、原田 慶三、渡辺 幸雄、田上 未喜、田上 辰治、田上 清、森本 イテ、森山 正、澤田 登、岩村 ミツル、岩村 繁男、岩村 栄吾、岩本 正輝、岩本 文雄、白石 邦男、白石 傳七、森田 丈太郎、森川 善作、木村 新五郎、山下 太郎、本田 利治、立石 林作、森義光、柿本 松雄、岩村 守雄、岩村 盛雄、森田 千太郎、押方 元八、押方 佐八、坂井 覺、押方 惣吉、押方 五郎、木村 惣七、杉本 慶八、吉村 源太郎、高瀬 太郎、野田 初次、野田 初次、塚本 亀太郎、川内 亀松、澤田 茂平、川村 郎、緒方 大平、松下 幸一、山中 彦松、塚本 三吉、本田 乙松、本田 重雄、塚本 鉄夫、塚本 徳次、那須 吉藏、山川 恵吉、岩崎 才平、松本 久松、河端 改平、押方 彌一郎、中崎 栄吉、岩田 逸雄、篠原 初義、篠原 利夫、田中 高光、田中 政則、加藤 作造、吉原 徳一、加藤 裕千代、丸山 武義、高木 進、荒岡 勝次郎、吉田 枝、原田 涼子、谷口 理雄、上田 日出生、井芹 哲、山田 登重子、吉田 完二、末金 繁一、吉田 啓一、江田 昌隆、今井 千サ、諸富 忠次、田原 國子、藤本 勲、野田 又義、高森 一

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年10月5日付け農林水産省告示第1738号による。

登載依頼

熊本県教育委員会公告第17号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成22年12月14日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県民総合運動公園（以下「運動公園」という。）
 - (2) 場所
熊本市石原二丁目9番1号
 - (3) 施設の規模等
 - ア 敷地面積 99.6ヘクタール
 - イ 主な建物 屋内運動広場（延床面積26,938平方メートル）、陸上競技場（延床面積34,697平方メートル）、体育館（延床面積1,080平方メートル）
 - (4) 施設の概要
屋内運動広場（グラウンド、室内温水プール、多目的室、会議室、ミーティングルーム、体育情報ピット、ジョギングコース、アスレチックゾーン）、陸上競技場（グラウンド、フィールド、屋内走路、インドアフィールド、トレーニングジム、会議室）、野球場、ソフトボール場、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、多目的広場、弓道場、相撲場、体育館、運動広場、補助競技場、投てき場、ジョギングコース、いこいの広場、お楽しみ広場、芝生広場、和風庭園、ちびっこ広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
 - (3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
 - ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 5の(1)ウからク及びケの(ア)については、参加者それぞれについて提出すること。
 - エ 一申請者一提案
申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。
また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）

- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書。
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合はグループ構成員表（別紙様式）及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
 熊本県教育庁体育保健課（県庁新館6階）
 郵便番号862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-383-1111（内線6739又は6732）
- (3) 提出期間
 平成22年12月20日（月）から平成22年12月24日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本10部（副本は、複写可。）
- (5) 留意事項
 - ア 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。）
 - エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定
 平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月26日（金）から平成22年12月24日（金）までの間に、交付する。
- 8 その他
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。
 - (2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (4) 委託料は、運動公園の維持管理にかかる経費とする。
 - (5) 問い合わせ先
 5の(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第18号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成22年12月14日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
 熊本県営八代運動公園（以下「運動公園」という。）
- (2) 場所
 八代市新港町四丁目1番

- (3) 施設の規模等
敷地面積 129,765平方メートル
- (4) 施設の概要
野球場（硬式野球場、事務室、本部室、記者室、会議室、身障者用観覧室、室内投球練習場）、陸上競技場（トラック、フィールド、本部室、放送室、救護室、記録室、温水シャワー室）、多目的広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
- (3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
- ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 5の(1)ウからク及びケの(ア)については、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 一申請者一提案
申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。
また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書。
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) グループで申請する場合はグループ構成員表（別紙様式）及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁体育保健課（県庁新館6階）
郵便番号862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111（内線6739又は6732）
- (3) 提出期間
平成22年12月20日（月）から平成22年12月24日（金）までの日（県

- の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本10部(副本は、複写可。)
- (5) 留意事項
ア 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
イ 提出書類は返却しない。
ウ 提出された書類は、必要に応じ複写する。(使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。)
エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月26日(金)から平成22年12月24日(金)までの間に、交付する。
- 8 その他
(1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
エ オ 虚偽の内容が記載されているもの。
オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。
(2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(4) 委託料は、運動公園の維持管理にかかる経費とする。
(5) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第19号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年12月14日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
藤崎台県営野球場(以下「野球場」という。)
- (2) 場所
熊本市宮内4番1号
- (3) 施設の規模等
敷地面積 62,276平方メートル
- (4) 施設の概要
野球場(来賓室、監督控室、審判控室、放送室、記者室)、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設及び設備を提供する業務
(2) 野球競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
(3) 藤崎台県営野球場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
(4) 野球場の使用の許可に関する業務
(5) 野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務
(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事務所(又は事業所)を有すること。
(3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営

- 状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
 - ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 5の(1)ウからク及びケの(ア)については、参加者それぞれについて提出すること。
 - エ 一申請者一提案
 - 一申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。
 - また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
 - 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
 - イ 事業計画書
 - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者)にあっては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書。
 - ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合はグループ構成員表(別紙様式)及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類)
 - (2) 申請書の提出先
 - 熊本県教育庁体育保健課(県庁新館6階)
 - 郵便番号862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-383-1111(内線6739又は6732)
 - (3) 提出期間
 - 平成22年12月20日(月)から平成22年12月24日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 - 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
 - (4) 提出部数
 - 正本1部、副本10部(副本は、複写可。)
 - (5) 留意事項
 - ア 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提出された書類は、必要に応じ複写する。(使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。)
 - エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定
 - 平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 - 5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月26日(金)から平成22年12月24日(金)までの間に、交付する。
- 8 その他
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。
- (2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (4) 委託料は、野球場の維持管理にかかる経費とする。
- (5) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第20号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年12月14日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県立総合体育館（以下「体育館」という。）
- (2) 場所
熊本市上熊本一丁目9番28号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 33,057平方メートル
イ 主な建物 体育館（延床面積15,214平方メートル）
- (4) 施設の概要
大体育室、中体育室、小体育室、幼児体育室、室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室、会議室、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 体育・スポーツのための施設及び設備を提供する業務
- (2) 体育・スポーツに関する相談に応じ、及び指導を行う業務
- (3) 体育・スポーツの普及振興に必要な業務
- (4) 体育館の使用の許可に関する業務
- (5) 体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。

ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 5の(1)ウからク及びケの(ア)については、参加者それぞれについて提出すること。

エ 一申請者一提案

申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。

また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことを必要とする。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）

イ 事業計画書

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者については、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書。
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合はグループ構成員表（別紙様式）及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁体育保健課（県庁新館6階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111（内線 6739又は6732）
- (3) 提出期間
平成22年12月20日（月）から平成22年12月24日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本10部（副本は、複写可。）
- (5) 留意事項
 - ア 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。）
- エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月26日（金）から平成22年12月24日（金）までの間に、交付する。
- 8 その他
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。
 - (2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (4) 委託料は、体育館の維持管理にかかる経費とする。
 - (5) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第21号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成22年12月14日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県総合射撃場（以下「射撃場」という。）
- (2) 場所
上益城郡益城町砥川字日平3586
- (3) 施設の規模等
 - ア 敷地面積 22ヘクタール

- イ 主な建物 管理棟（延床面積359平方メートル）
- (4) 施設の概要
クレー射撃場、ライフル射撃場、事務室、会議室、研修室、駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 射撃競技のための施設及び設備を提供する業務
(2) 射撃競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
(3) 熊本県総合射撃場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
(4) 射撃場の使用の許可に関する業務
(5) 射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務
(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
(3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(7) 貸金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
(8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
- ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ 5の(1)ウからク及びケの(ア)については、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 一申請者一提案
申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。
また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書。
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合はグループ構成員表（別紙様式）及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁体育保健課（県庁新館6階）
郵便番号862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111（内線6739又は6732）
- (3) 提出期間
平成22年12月20日（月）から平成22年12月24日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本10部（副本は、複写可。）
 - (5) 留意事項
 - ア 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。）
 - エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
 - 6 指定管理候補者の選定
平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
 - 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月26日（金）から平成22年12月24日（金）までの間に、交付する。
 - 8 その他
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。
 - (2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (4) 委託料は、射撃場の維持管理にかかる経費とする。
 - (5) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第22号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成22年12月14日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本武道館（以下「武道館」という。）
 - (2) 場所
熊本市水前寺五丁目23番2号
 - (3) 施設の規模等
 - ア 敷地面積 3,760平方メートル
 - イ 主な建物 武道館（延床面積3,143平方メートル）
 - (4) 施設の概要
剣道場、柔道場、第1小道場、第2小道場、事務室、会議室、宿泊室、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 柔道、剣道その他武道のために施設及び設備を提供する業務
 - (2) 柔道、剣道その他武道に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
 - (3) 武道館設置の目的を達成するために必要な業務
 - (4) 武道館の使用の許可に関する業務
 - (5) 武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が武道館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営

- 状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
 - ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 5の(1)ウからク及びケの(ア)については、参加者それぞれについて提出すること。
 - エ 一申請者一提案申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。
 - オ また、代表団体は参加資格(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
 - ア 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - 指定管理指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
 - イ 事業計画書
 - ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者)にあっては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書。
 - ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合はグループ構成員表(別紙様式)及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類)
 - (2) 申請書の提出先
 - 熊本県教育庁体育保健課(県庁新館6階)
 - 郵便番号862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-383-1111(内線6739又は6732)
 - (3) 提出期間
 - 平成22年12月20日(月)から平成22年12月24日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 - 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
 - (4) 提出部数
 - 正本1部、副本10部(副本は、複写可。)
 - (5) 留意事項
 - ア 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提出された書類は、必要に応じ複写する。(使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。)
 - エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定
 - 平成23年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 - 5の(2)に掲げる場所で、平成22年11月26日(金)から平成22年12月24日(金)までの間に、交付する。
- 8 その他
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- オ その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適當と認められるもの。
- (2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (4) 委託料は、武道館の維持管理にかかる経費とする。
- (5) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県社会福祉審議会公告第2号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成22年12月14日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会会長 良永彌太郎

- 1 開催日時
平成22年12月20日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ2階会議室
- 3 議題(予定)
 - (1) 「くまもと・健やか・長寿プラン」について
 - (2) 次期高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画策定について
 - (3) 高齢者居住安定確保計画について
 - (4) 介護保険見直しに伴う国への提言書の提出について
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後1時から午後1時30分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局(熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班)(電話:096-333-2215)

熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成22年12月14日

熊本県景観・屋外広告物審議会
会長 野田 洋

- 1 開催日時
平成22年12月16日(木)
午後1時30時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議事
 - (1) 熊本県景観計画の変更について(熊本県景観条例第18条関係)
 - (2) 道路沿線の禁止地域の指定について①(熊本県屋外広告物条例第3条関係)
 - (3) 道路沿線の禁止地域の指定について②(熊本県屋外広告物条例第3条関係)
 - (4) 道路沿線の禁止地域の指定について③(熊本県屋外広告物条例第3条関係)
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局(熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班)

(電話096-333-2524(ダイヤルイン))

正 誤

平成22年8月20日熊本県告示第821号(道路の区域変更)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	6	同町大字満願寺字西黒川	同所